

公益財団法人日本ソフトボール協会 準指導員養成講習会 実施要項

1. 目的

地域において、ソフトボール活動を実施しているクラブやグループ、スポーツ教室で基礎的なソフトボール技術や一般的な身体活動の指導にあたりソフトボールの普及および発展に資するため、本協会準指導員規則に基づき準指導員養成講習会並びに検定試験を実施し指導者の資質・技術の向上を図る。

2. 主管

秋田県ソフトボール協会

3. 期日

	期日	時間	会場
第1回	平成29年 2月25日(土)	9時～「8時間」	秋田市アキギンスタジアム
第2回	平成29年 2月26日(日)	9時～「8時間」	秋田市アキギンスタジアム
第3回	平成29年 3月 4日(日)	9時～「8時間」	秋田スカイドーム
第4回	平成29年 3月 5日(日)	9時～「8時間」	秋田市アキギンスタジアム
	「自宅学習」(レポート提出)	「10時間」	計40時間

4. 受講・受験資格

- (1) 検定試験当日満18歳以上で秋田県に住居または勤務している者。
- (2) 講習・検定試験のすべてを受講・受験すること。
- (3) 前回の養成講習会で未修了者(未修得科目)の者で再受講・受験を希望する者。
- (4) 公益財団法人日本体育協会公認指導員養成講習会の共通科目又はスポーツリーダー養成講座(NHK学園:通信講座等)を受講・受験すること。(スポーツ少年団認定員可)

5. 受講申込方法

受講希望者は、住所・氏名・フリガナ・携帯番号・生年月日・指導教本の有無を記入の上、下記あて申込書を提出すること。

(申込先)〒011-0941

秋田市土崎港北1-12-33

橋本孝俊

秋田県ソフトボール協会 事務局

(様式は問いません)

FAX 018-857-2087

電話 090-4639-7250

Eメール tosshi@outlook.jp

(締切り)平成29年 1月 31日(火)

6. 講習内容

- (1) 基礎理論 10時間 別途7時間の自宅学習
- (2) 実技 12時間 別途2時間の自宅学習
- (3) 指導実習 8時間 別途1時間の自宅学習
- (4) 講習合計時間数 集合講習(30時間)+自宅学習(10時間) 計40時間

7. 検定委員・講師

- (1) 検定委員 県協会会長・理事長・指導者委員長が任命する者。
- (2) 講師 県協会各専門委員長並びにそれに代わる者。

8. 受講者が持参するもの。

- (1) 受講・受験票
- (2) 実技に必要な用具一式(グローブ、スポーツウェア、スポーツシューズ等)
- (3) 筆記用具
- (4) 保険証(写し)
- (5) その他、必要と思われるもの。

9. 諸費用

- (1) 受講料(受験料・指導教本含む) 10,000円
- (2) 合格時の認定料 3,000円(認定合格申請時に納入)
- (3) 合格後の登録料 2,000円(認定合格申請時に納入、新規登録のみ)
- (4) その他、昼食代等必要と思われるもの

10. 認定・登録手続き

検定合格者は県ソフトボール協会を窓口として、公益財団法人日本ソフトボール協会へ所定の事務手続き(判定結果報告書・認定合格者申請書・登録申請書等)を行い、完了した者(併せて認定料・登録料を納入した者)を準指導員とし、併せて公益財団法人日本体育協会公認指導員専門科目修了者として認識され、「認定証」「準指導員証」を交付する。

なお、登録の有効期限は最大4年間、登録料は新規登録(@2,000円)のみとし、1年毎の納入はしない。また、新規登録後4年を経過したものについては、本協会公認指導者規定第8条(指導者資格の喪失)が適用され、それ以降の更新は出来ないものとする。

11. 資格移行手続き

準指導員資格取得者は同時に公認指導員専門科目修了者となり、準指導員登録年度(新規登録年度)を含め4年以内にNHK学園による通信講座(共通科目1)又はスポーツリーダー養成講座のいずれかをを受講・受験することが義務付けられています。準指導員資格の有効期限内に受講申し込み手続きを行なって下さい。(手順1)準指導員の方は、NHK学園による通信講座(共通科目1)または、スポーツリーダー養成講座の受講・受験に申し込む。

(手順2)受講・受験の申込が完了した方には、NHK学園より受講の為の「教材」が送られてまいりますので、開封後、教材の確認を行い受講料の納入を速やかに行ってください。納入後、正式に受講内定者となります。

※受講料納入後のキャンセルやそれに伴う受講料の返金はできませんので、予めご確認の上手続きを行ってください。

(手順3)NHK学園による通信講座(共通科目1)または、スポーツリーダー養成講座に合格した方は、その時点で「準指導員(専門科目)」及び「NHK学園(共通科目1)の両科目が合格し「公認スポーツ指導員資格」の移行審査を希望することを都道府県協会事務局に報告して下さい。

(手順4)都道府県事務局は、資格移行審査の申し出があった場合には、希望者より下記の書類提出を行い、取りまとめて、公益財団法人日本ソフトボール協会事務局まで郵送の事。

①認定証もしくは準指導員証(専門科目)の写し。

②NHK学園(共通科目1)又はスポーツリーダー認定(合格)証の写し。

③公認スポーツ指導者養成講習会共通・専門科目講習・試験の免除(修了)申請書(本人署名・捺印のもの)。

尚。上記申請書は、日本ソフトボール協会ホームページよりダウンロードしてください。

なお、移行手続きが完了しない準指導員に関しましては、本協会公認指導者規程第8条(指導者資格の喪失)が適用されます。申込方法は受講を希望する前年度3月末日までに都道府県ソフトボール協会事務局までご連絡願います。その後、募集案内の書類が郵送されますので、その内容にしたがって受講手続きをお済ませ下さい。移行手続きが完了しない準指導員に関しましては、本協会公認指導員規定、第9条(公認指導員の資格の喪失)が適用されます。

12. その他

- (1) 本養成講習会の受講期間は原則として当該年度内に受講・受験すること。
- (2) 本養成講習会に関する問い合わせは申込先までお願いします。